

文書質問答弁書

回 答 日：平成 24 年 4 月 10 日

担 当 部 局：財政経営部

危機管理監

四日市市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

1. 財政調整基金について

質問 財政調整基金を当初予算で取り崩しても、年度末決算では取り崩されずに、逆に前年度より財政調整基金が積み増しされた年度もあったと記憶するが、私の記憶違いでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 平成 19 年度から平成 23 年度までの過去 5 年間では、平成 19 年度及び平成 22 年度において、当初予算では財源不足が見込まれたことから、財政調整基金繰入金を予算計上しておりましたが、年度途中で財源が確保されたため、補正予算にて繰り入れを取りやめ、更に同基金の積み立てを行っております。

質問 また、当初予算の取り崩し額よりも年度末では取り崩し額が少なかった年が多かったと思いますが、間違いでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 年度当初の財源の状況によっては、当初予算で取り崩しを計上し、年度途中で財源の状況を見ながら、必要に応じ減額することがあり、平成 16 年度に最終の取り崩し額が減額となったことがあります。

質問 予算編成上の仕組みとして歳出(事業予算)は多めに見積もり、歳入は少なめに見積もるため予算編成上の手段として財政調整基金を取り崩して、その金額を歳入の仮置き数字として使われることもあると思いますが、間違いでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 予算編成におきましては、歳入歳出とも、事業毎にきめ細かな予算調整を実施し、適正に予算編成を行っております。

地方自治体の予算は、民間企業の会計とは異なり、歳出においては、議会で認められた金額を上限として執行しなければならないことから、過去の実績等十分に精査を行った上で調整を行っております。一方、歳入においては、安定した財政運営を行っていく必要があることから、例えば、個人市民税につきましては、三重県が行う勤労統計調査から納税義務者数の把握を行い、また、法人市民税につきましては

は、大規模法人に対する法人税額の見込みについてアンケート調査を行うなど、適正に見積り、予算編成を行っております。

このように、予算編成におきましては、歳入歳出予算を十分に調整した上で、必要な事業の財源が不足する場合には、財政調整基金繰入金を予算計上いたしております。

質問 本市ではリーマンショック後の市税収入落ち込み分、約 38 億円の 2 倍の 75 億円を財政調整基金で積み増すことを目安にしていますが、実際は本市のリーマンショック後の市税収入落ち込み分、約 38 億円の 75%が交付税として、国から交付され減収額は 9.5 億円だったのではないですか、お尋ねいたします。

答弁 地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービス水準を維持できるよう財源を保障するための制度であります。

従いまして、制度上は、基準財政需要額、基準財政収入額という基準に基づき、行政の計画的な運営に必要な財源を保障するものであり、基準財政収入額に算入された市税収入落ち込み相当分については、75%が普通交付税により交付されることとなります。

しかしながら、地方交付税制度により算定された理論上の算入額は、実際の減収分とは一致しないほか、算定結果により不交付団体となる場合もあります。

本市においても平成 21 年度の普通交付税は不交付であり、リーマンショック時の市税収入落ち込み相当分の交付はされておられません。

質問 そうするとリーマンショック後の税収落ち込み分、2 倍の 19 億円を財政調整基金に積み増す目標にしても良いことになり、リーマンショック前の目標額の 36 億円を目安にしても十分ではないですか、お尋ねいたします。

答弁 地方交付税の総額は、国税 5 税の一定割合を基本にしつつ、地方財政計画における地方公共団体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき決定されておりますが、国の財源が不足する中、本来普通交付税で交付されるべきものが臨時財政対策債という地方債措置で賄われる制度変更がなされたこともありました。

また、本市は平成 18 年度から平成 21 年度まで、不交付団体の状況が続いておりました。不交付団体は、普通交付税が交付されないことから、市税収入の落ち込み相当分について、実際の市税の減収額がそのまま直接影響することとなります。

このように、国の考え方に基づく地方交付税総額の減額に伴う制度変更なども考慮すると、不交付団体となることも十分考えられ、国の制度に頼らない財政運営を行う必要があることから、目標設定を行ったものです。

質問 75 億円を財政調整基金で積み増すことを目安とする根拠は薄いのではありませんか、お尋ねいたします。

答弁 リーマンショックなどの経済不況による大幅な収入減を見込んで、財政調整基金の目標額を 75 億円と設定したところですが、東日本大震災という非常に大規模な災害が発生したことから、災害に備える必要性が増しており、経済情勢が先行き不透明な中、財政調整基金の積立目標額については、少なくとも 100 億円以上必要との思いもあり、中期財政収支見通しにより将来を見通したうえで目標額の見直しを検討していきたいと考えております。

質問 東日本大震災以後、大災害に備える為に基金を積み増すことも理解はするが、地方自治体間の大災害時の共助の仕組みを作り上げることが急務であると考えますがいかがお考えですか、お尋ねいたします。

とりあえず、四日市市として、被災自治体に目に見える災害支援をすることの方が、四日市市が大災害を受けた時に支援を受けることになると考えますがいかがお考えですか、お尋ねいたします。

答弁 大災害時における自治体間の「共助」の取組みは、迅速な救援活動を行う上で重要な取組みであると考えます。

本市におきましては、この共助の取組みといたしまして、現在、災害時応援協定を 9 6 市町と締結しております。東日本大震災以後は、石油基地自治体協議会加盟団体 5 7 市町と締結し、個別の自治体との協定は、平成 2 4 年 3 月 1 9 日に堺市と 2 9 日には飯田市と締結し 4 市となりました。

今後も自治体間の応援協定を進め、自治体間共助による支援受援の体制を整えてまいります。

また、東日本大震災被災地への支援ですが、本市からも災害発生時から物的支援、人的支援を行い、現在も石巻市へ技術系職員の派遣を継続しており、新たに福島県新地町への派遣も始めたところです。また、平成 2 4 年 3 月 2 4、2 5 日には石巻市、東松島市を訪問し、今後の支援について情報収集してまいりました。

平成 2 4 年 3 月末までに延べ 1,032 人日の派遣を行ってきたところですが、平成 2 4 年度も引き続き必要な支援を行ってまいります。

2. 地方自治法について

質問 積立金を取り崩して繰入金として歳入に充てることや、前年度の剰余金を繰越金として歳入に充てることは、地方自治法に違反するものではないと、考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 積立てた基金を取り崩すことについては、当該基金条例に定めた特定の目的のためであれば、残高の範囲内で基金を取り崩して繰入金として歳入に充てることは可能であり、地方自治法に基づく適法な処理です。

また、前年度の剰余金を繰越金として歳入に充てることについても、地方自治法

第233条の2において、「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない」とされており、適法な処理であります。

質問 23年度に市営の共同住宅の受信料の立て替え払いの、10年一括払いをしたことの方が、地方自治法に違反すると思えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 市営住宅におけるデジタル放送契約は、市が直接テレビを視聴するための契約ではなく、市営住宅において同時再送信サービスの提供を受け、入居者が地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための契約です。これは、特定の事業について市が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものであり、負担金として支出する経費です。

以上のとおり、デジタル放送契約の対価として支出する経費は、受信料ではなく負担金として、地方自治法に基づき適法に支出したものであります。

3. 起債（地方債）について

質問 過去には、建設的な起債は世代間の負担の公平性を確保する役割もあり、起債は必要であると考えられていたが、少子高齢化の時代に現在若い人たちの負担は増えるばかりであり、全会計で2000億円近い債務があり、将来負担率も高い中で、起債の利率や積立金の運用利率をにらみながら、積み立てをするよりも起債を増やさないと優先させるべきと考えるが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 地方債は、公共施設を整備する場合に、将来便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かち、世代間の公平のための調整を行う役割があり、国県との協議の上、その施設整備の財源として耐用年数に応じた借入れ期間を持って認められるものであります。

他方、財政調整基金とは、経済不況などによる大幅な収入減や、災害の発生などによる予期せぬ支出の増加に備え、年度間の財源の不均衡を調整するものであり、中長期的な視野に基づき、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行っていくものであります。

現在、少子高齢化の時代であっても、地方債における世代間の公平のための調整という役割が損なわれた訳ではありませんが、将来に過度な負担を残さないようにしていくことも重要であると認識しております。

そのため、元金償還額以上には借入れしない方針のもと、地方債の抑制に努め、平成18年度から平成22年度までの5年間で258億円の減少を図ったところであります。行財政改革プラン2011においても、平成21年度から150億円削減するという目標を掲げ、債務の削減努力を継続してまいります。

今後も、適正な住民サービスの確保を図りつつ、地方債と財政調整基金のバランスを計りながら、将来に向けて持続可能な財政運営を行ってまいります。

質問 年度途中や年度末に収支状況を見て起債を減らすことができるというが、20年度、21年度、22年度、23年度に、臨時財政対策債以外に、事業費の減額以外で当初予算の起債を取りやめた例があったらお教え願いたい。

答弁 地方債については、継続的に市民の皆様に使っていただく公共施設の投資的事業の財源として予算計上しております。

発行を取りやめた例として、平成21年度には、地方債5,600千円の予算計上に対し、事業執行が6割程度に減少することで地方債につきましても少額となるため借入れを行わなかった事例はございますが、現在、年度途中や年度末に収支状況を勘案して地方債の発行を取りやめるということは原則行っておりません。

質問 臨時財政対策債こそ年度途中で操作するのに適していると思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

答弁 臨時財政対策債は、国の財源不足に対処するため、投資的な経費以外にも充てることができる特別な地方債で、後年度の償還に相当する額を交付税措置されるものであります。

また、この地方債の交付税算入については、実際の借入れ額ではなく、発行可能額が算入され、発行しなくても交付税上のメリットがあります。

しかしながら、交付税上で算定されるのはあくまで発行可能額であり、不交付団体へ移行すれば直接このメリットも受けられないことから、収支状況を勘案して借入れ額を調整することは必要なことと考えており、平成22年度は7億円、平成23年度は9億円の借入れ額を減額いたしました。

今後とも、臨時財政対策債につきましては、市の財政全体の収支状況を踏まえて、借入れ額を調整していく考えであります。